

千葉大学が研究成果等の公表を行う際のガイドライン
～社会に信頼される研究成果等の発信に向けて～

令和7年1月1日
学術研究・イノベーション推進機構（IMO）
戦略企画本部会議

目次

1. はじめに

- 1. 1. 本ガイドラインの目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 1. 2. 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

2. 産官学連携による取組を開始する前の留意点

- 2. 1. 共同研究や研究に関する協定等を開始する際に、予め研究者が
確認しておくべき研究成果公表に関する事柄等・・・・・・・・・・5
- 2. 2. 効果検証等を行う場合の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

3. 産官学連携による取組の開始の公表

- 3. 1. 産官学連携による取組の開始を公表する場合の基本的な考え方・・・・7
- 3. 2. 産官学連携による取組の開始を公表する場合のチェックの観点・・・・7
- 3. 3. 産官学連携による取組の開始について公表の確認を大学に依頼
する際の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

4. 産官学連携で生まれた有体物・無体物等への千葉大学の名称等の掲載

- 4. 1. 1. 産官学連携で生まれた有体物・無体物に千葉大学の名称等を
掲載する場合の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 4. 1. 2. 産官学連携で生まれた有体物・無体物に千葉大学の名称等を
掲載する場合の基準・チェックの観点・・・・・・・・・・・・11
- 4. 1. 3. 産官学連携で行った効果検証等に千葉大学の名称等を掲載
する場合のチェックの観点・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 4. 1. 4. 産官学連携で行った監修等に千葉大学の名称等を掲載する
場合のチェックの観点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 4. 2. 産官学連携で生まれた有体物・無体物に千葉大学の名称等を掲
載する際の表示例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- 4. 3. 名称等が掲載された有体物・無体物について企業が単独でプレ
スリリース又は広告等を発出する場合のチェックの観点・・・・13

4. 4. 産官学連携表示の掲載又はプレスリリース等の確認を大学に依頼 する際の流れ	14
---	----

5. 論文のプレスリリース

5. 1. 大学が論文のプレスリリースを行う際の基本的な考え方	16
5. 2. 大学が論文のプレスリリースを行う際の基準・チェックの観点	16
5. 3. 論文のプレスリリースを大学に依頼する際の流れ	17
5. 4. 大学が論文のプレスリリースを行った事例	19
5. 5. IMOから研究者（論文著者）にプレスリリースを打診（提案） する場合	19

<u>6. おわりに</u>	21
----------------	----

<u>別紙様式1～3</u>	21
----------------	----

1. はじめに

1. 1. 本ガイドラインの目的等

(本ガイドライン策定の経緯)

これまで本学において、研究成果の公表を行う際の指針的なものとして学外にも明示しているものは、産官学連携により知的創作された商品やサービスに本学の名称等を表示する場合の適否等を判断する「千葉大学における産学連携で生まれた商品やカタログ等への産学連携表示についてのガイドライン」(令和3年3月18日学術研究・イノベーション推進機構長決定。以下、「産学連携表示ガイドライン」という。)のみでした。

近年、研究成果が、商品やサービス以外に、効果検証などの形でも活発に活用されてきており、「産学連携表示ガイドライン」が対象としていない成果公表の事案と手段(企業のウェブサイトでの公表等)も増加してきています。

しかしながら、それらが「大学が公表するものとして適切な成果や内容等であるかを事前確認する指針」及び「公表する際の表現等が適切であるかを確認する指針」がないため、適切な事前確認が行えず、本学としてのレピュテーションリスクがある上、当該研究成果を創出した研究者や企業等にも混乱を及ぼしかねない状況となっています。

このような状況を踏まえ、今後、研究成果の公表等の際の事前確認の観点や具体的な流れをまとめるべく、産学連携表示ガイドラインを基に、これを含めたより広い場面で活用できる指針となるよう本ガイドラインを策定することとしました。

(本ガイドラインの内容)

本ガイドラインは、

- ①主として本学における研究活動の成果として生み出されたもの・こと
- ②新たな研究(活動)を行うこと

を、本学として広く社会に発信する際の、留意点、適否基準、学内確認手順等を記したものです。

具体的には、

- ①は、有体物(商品等)及び無体物(サービス、プログラム等)、効果検証、監修等への本学の名称、本学研究者等の氏名又は研究成果に関する内容等の表示や、論文のプレスリリース等
- ②は、共同研究を開始したり、研究活動に関する包括連携協定を締結したりすることの発信。

です。

(本ガイドラインの対象)

基本的には、本学で研究活動を行う研究者及び研究成果の公表プロセスに関わる事務等の担当者全員が理解しておくべきものです。

さらに、共同研究等を行う企業等にも、共同研究契約等とあわせてご理解いただきたいものです。

(本ガイドラインの基本的な考え方)

本学の研究活動を、その成果等を公表することにより広く認知してもらうことは、大学の重要な責務のひとつである社会貢献の観点からも極めて重要です。

特に企業との共同研究等については、本学にとって社会や企業のニーズを直接知る良い機会となり、研究の機会の拡充につながるとともに、教育上の意義をも有します。また、共同研究等により生み出された成果が社会にとって有益であることを発信することにより、共同研究等や本学の研究活動に関心のある企業等が増えることは、本学の研究活動がさらに広がり、活性化するという好循環を生み出します。

一方で、大学が発信する情報は、正確性と信頼性の高いものであるべきです。研究成果や実績を偏って誇張したり、誤解を招くおそれのある表現を避けることが肝要です。また、本学の名称、学章等や研究者の職名が特定の商品の宣伝に使用されると、本学や研究者に対する社会的信頼が損なわれるおそれがあるため、極めて慎重に対処することが必要です。

このようなことから、研究者による一般社会へのコミュニケーションを規制したり、知見の共有を制限したり、企業が共同研究のパートナーとして本学を選んでくださることを妨げるというような過度な規制とならないようにすることと、問題が発生・深刻化する以前に予防措置に努めるという研究リスクマネジメントの考え方とのバランスを適切にとれるようにするために本ガイドラインを策定しました。

研究をとりまく状況は日々変化しています。個々の事例の判断等の際に、ここに記載されている内容だけでは容易に判断がつかない場合は、本ガイドラインの考え方及び関連規定(※)を踏まえて関係者で十分に協議して対処するようにしてください。

(※) 一例

- 国立大学法人千葉大学倫理規程
- 千葉大学における研究者の行動規範
- 国立大学法人千葉大学職員兼業規程
- 国立大学法人千葉大学利益相反マネジメントポリシー
- 国立大学法人千葉大学知的財産ポリシー
- 千葉大学広報基本方針
- 厚生労働省医療広告ガイドライン

1. 2. 用語の定義

本ガイドライン中で使用する用語の意味、対象とする範囲等は以下のとおりです。(五十音順)

【技術移転成果】

以下を通じて技術が伝授されたことにより生じた成果のこと。

- ①大学の研究成果である知的財産権やノウハウが企業にライセンス(使用許諾)される形態
- ②知的財産権等が譲渡(売買)される形態
- ③共同研究等

出典(参考): 大学等からの技術移転 | UNITT 一般社団法人 大学技術移転協議会
<https://unitt.jp/tlo/>

【共同研究等】

以下の規程に基づく、共同研究、受託研究、受託事業、学術指導、共同研究講座（部門）のこと。

- 国立大学法人千葉大学共同研究取扱規程
- 国立大学法人千葉大学受託研究取扱規程
- 国立大学法人千葉大学受託事業取扱規程
- 国立大学法人千葉大学学術指導取扱規程
- 千葉大学共同研究講座及び共同研究部門規程

【研究者】

特段の修飾語がない場合は本学に所属し、研究活動を行う者を指す。

（本文中、このことを特に強調するため「本学（の）研究者」と表記している箇所もあり。）

【研究成果】

本学所属の研究者が本学における研究活動の結果、生み出された知見やもの・こと等。

【公表】

本学が機関として社会に広く発信すること。主な発信媒体は、本学ウェブサイト、本学 SNS、各種紙媒体等。発信対象は、マスメディア、不特定多数（国内外問わない）。

なお、「発表」とほぼ同義で使用しているが、学会における公表のことのみ慣例をふまえて「学会発表」と表記している。

【産官学連携（活動）】

本ガイドラインにおいては、①共同研究等などの研究活動、②技術移転に関する活動、③大学等の研究成果や人的資源等に基づいた起業支援活動、④企業等からの大学等への寄附講座（研究部門）等の設置及び⑤技術指導等のコンサルタント活動等をいう。

（参考）一般的には次のような整理がされている。

文部科学省 HP（抜粋）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/attach/1332039.htm

産官学連携には多様な形態がある。一つの考え方として、その形態を、

- 1 企業と大学等との共同研究、受託研究など研究面での活動
- 2 企業でのインターンシップ、教育プログラム共同開発など教育面での連携
- 3 TLO（Technology Licensing Organization：技術移転機関）の活動など大学等の研究成果に関する技術移転活動
- 4 兼業制度に基づく技術指導など研究者によるコンサルタント活動
- 5 大学等の研究成果や人的資源等に基づいた起業

の五つに類型化することができる。

【産官学連携表示】

本学と企業等との共同研究等や知的財産の移転等、産官学連携活動の成果に関わる商品やサービスについて、商品本体や商品容器等の外装、包装、取扱説明書又は商品

カタログ、プレスリリースや広報媒体等（電子媒体や音声、映像等によるものを含む）に、本学の名称あるいは明らかに本学が想起される名称や記号等を含むことで本学との関わりを表現する表示のこと。

【産官学連携で生まれた有体物】

本学と企業等との共同研究等契約による成果や知的財産の移転等により生まれた商品、試作品。例えば、①医療・工業機器、②新素材、③食品・健康関連商品、④書籍・出版物（学術書籍・技術マニュアル・ガイドライン・専門雑誌・解説書等）。

【産官学連携で生まれた無体物】

本学と企業等との共同研究等契約による成果や知的財産の移転等により生まれた有体物ではない商品等（試作状態のもの等を含む）。サービス、プログラムやデータ、それらを利用し商品・サービスに利用されている情報。例えば、①教育プログラム・技術プログラム・研修プログラム、②研究データベース・分析ツール・解析プラットフォーム、③イノベーション支援プログラム。

【プレスリリース】

主にメディア関係者に向けて、ニュースなどのコンテンツを制作しやすいように、一次情報や画像・動画などの素材をまとめたもの。

本学が行うプレスリリースには原則として以下のようなものが考えられるがこれに限らない。

- ・ 研究論文の公表について
- ・ イベントやシンポジウムの開催告知について
- ・ 企業や他研究機関との包括連携等の締結について
- ・ 企業や他研究機関との共同研究等の開始について
- ・ 大型の競争的研究費の獲得について

プレスリリースの配信先は基本的に以下のとおり。

- ・ 文部科学記者会
- ・ 科学記者会
- ・ 千葉県政記者クラブ
- ・ PR TIMES
- ・ Reseachmap
(海外向け)
- ・ EurekAlert!
- ・ AlphaGalileo

【名称等】

千葉大学の名称、千葉大学の研究者及び役職員の氏名、千葉大学のロゴ・コミュニケーションマーク、千葉大学を容易に想起させるイラストや研究者又は役職員の顔写真。

2. 産官学連携による取組を開始する前の留意点

2. 1. 共同研究や研究に関する協定等を開始する際に、予め研究者が確認しておくべき研究成果公表に関する事柄等

企業との共同研究等契約において、3. で記されるような方法、内容、タイミングで共同研究等による成果について公表を行うには、契約を取り決める最初の段階で、本ガイドラインを相手先企業等に提示して、本学では本ガイドラインに基づいた判断や手続プロセスを行うことを十分にご理解いただくようにするなど、公表内容等に関する双方の承認プロセスを確認することにより、誤解を招く内容や不適切な情報が公表されるリスクを低減することができます。

確認しておくべき事柄等は以下のとおりです。これらはあくまで基本的なものですので、相手先企業や契約内容に応じて、具体的な内容・観点等は異なります。実際に研究成果等を公表する際には、4. に従って確認手続き等を行うことが必要です。

①知的財産の保護

成果物に関する発明や技術が特許出願対象である場合、公表前に特許出願を行うことが重要です。公表により新規性が失われると、特許取得が困難になるため、特許出願や公表のタイミングに関することを契約で明確にしておくことが大切です。

②秘密保持の義務

公表に含まれる情報が秘密事項である場合、公表内容を慎重に確認し、秘密情報が漏れないような手続きを契約に明記しておくことが大切です。

③公表内容

○研究成果報告書等の記載に当たっては、研究資金提供元からのバイアスがあるかのような疑いがもたれないよう注意することが大切です。具体的には、以下のようなことを避けるよう十分注意してください。

- ・研究結果が、資金提供者の利益に合わせて歪められたり、意図的に誇張されたりすること。
- ・資金提供者が研究結果に不適切に影響を与えたと外部から疑われること。

○契約相手側の企業等が、当該研究の成果を営業に関する活動（プロモーション等）に使用する場合は、以下の留意が必要であることを予め伝えておくことが大切です。

- ・査読のあるジャーナル等に掲載された研究成果のみを用いること。
- ・販売目的のバイアスのかかったデータとならないよう、既に公表済のデータを適切に引用すること。
- ・研究により明らかになったことのみを記し、特定の企業の製品などを推奨する文言や性能保証的な文言は文章に含めないこと。

○誇張や不正確な情報の公表により本学の信頼を損なうことのないよう、本ガイドラインで示す学内手続きにより、公表内容の精査を行うことを予め伝えておくことが大切です。

④法的及び倫理的遵守

公表内容が関連する法規（例：公正取引関連法令、薬機法、食品関連法令など）

に準拠していることの確認が必要です。特に、食品、医薬関連の成果物の場合、規制に違反しない内容にすることが重要です。

また、公表内容が社会的、倫理的に問題ないかも確認しなければなりません。倫理的な問題が発生する可能性がある場合、それを防ぐためのガイドラインや手続きも契約に含めること、特に、ヒトを対象とする研究の場合は、倫理審査手続が必要です。さらに、当該研究に関する利益相反に係る状況の開示を、研究対象者への同意説明文書、研究計画書、論文投稿、学会発表において行うことが必要です。

⑤公表のタイミング

企業は市場投入のタイミングや競合他社の動向を考慮した上で公表の時期を決定します。そのため、実験結果で良い結果が出た時や学会発表を行う際にプレスリリース等で成果公表を行いたいと考えることがあります。

一方、研究者は研究成果を論文などで公表することで各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに、その成果に対して責任を負わなければなりません。特に、査読付き論文の場合、論文公開前に学会以外の場で詳細データを公表すると、それが公表事実とみなされ、論文投稿時に不正とみなされることがありますので注意しましょう。

⑥公表手順や公表に関する役割と責任の明確化

公表の主導権がどちらにあるかを予め明確にしておくことが望ましいです。具体的には、プレスリリースの作成やメディア対応を、大学と企業のどちらが担当するか、また、公表によるリスク対応や責任の分担等も予め取り決めておきましょう。

さらに、公表後の対応についても、ネガティブな反応や想定外のリスクが発生した場合も想定して、対応する部署・担当者・手順等を予め決めておくとうよいでしょう。

2. 2. 効果検証等を行う場合の考え方

大学が企業の製品やサービスを対象とした効果検証に類する共同研究等を行うことについては、メリットとして、大学の研究者が持つ高度な専門知識と技術が、企業の製品開発や製品の品質や性能の向上に資する可能性があり、また大学が研究資金を確保することができるなどの点があります。

一方、研究の独立性や客観性が損なわれるリスクや、研究結果が当該企業の宣伝に利用される場合、大学の中立性が疑われるおそれやデメリットがあります。

このため、検証結果が企業の利益に偏らないよう、透明性や倫理性に特段の留意が必要で

す。なお、一般的には、具体的な企業の製品の性能評価は、公設試験場の役割として認識されているところであり、研究要素がないと判断するものを本学が行う場合は、基本的には受託事業や学術指導として受けることが適切です。

3. 産官学連携による取組の開始の公表

3. 1. 産官学連携による取組の開始を公表する場合の基本的な考え方

本学が企業や他研究機関等と共同研究等を開始することを公表することにより、メディアで取り上げられたり、SNS で拡散されたりすれば、大学が研究活動を活発に行っていることをアピールできます。これにより、相手先企業等や本学の認知度だけでなく、本学の研究が社会や産業に貢献することがアピールでき、ブランドイメージと信頼性を向上させることができます。

また、公表で注目を集めることにより、競争的研究資金獲得の後押しとなったり、他の企業の興味をさらに引くことが期待できます。さらに、新たな研究テーマや技術分野に関心を持つ研究者や学生を惹きつけることができ、優秀な人材の獲得にもつながる可能性があります。

一方で、研究の初期段階で適切に公表しないと、過度な期待を生じさせ、それに応えられない場合は信頼を損ねるリスクがあります。

また、研究や技術の詳細が公表されることにより、競合する研究者や他の企業に情報が漏れるリスクもあります。特許出願前に重要な技術が明らかになると、知的財産権の保護が難しくなる可能性もあります。

さらに、共同研究等に関する法的・倫理的な問題がクリアにされていない場合は、後からそれが発覚すると企業や大学の評判に大きなダメージを与えるおそれもあります。

以上のことから、公表を行う際には、メリットとデメリットを慎重に検討し、タイミングや公表内容を適切に管理することが重要であり、公表することで得られる信頼性を維持するためには、過度な期待を抱かせず、競合や知的財産の問題にも配慮した上で公表することが肝要です。

※なお、「共同研究中」など契約終了前や研究成果が出る前の段階における公表についても、基本的な考え方は上記開始時と同様です。

3. 2. 産官学連携による取組の開始を公表する場合のチェックの観点

I MOにおけるチェックの観点は以下のとおりです。研究者においては、これらの項目に関して十分注意してください。

- ア. 当該共同研究等の契約が締結されており、実質的に取り組むことが明確になっているか。
- イ. 共同研究等の目的、目標を明確に説明しており、誤解や過度な期待を招くおそれがないか。
- ウ. 当該研究の必要性・重要性や、本学と当該企業が協働する理由やその相乗効果など、研究の背景やその社会的意義等を説明しているか。
- エ. 共同研究等の過程における本学と企業、双方の研究者やその他の関係者それぞれの役割・貢献内容・責任範囲を明確に説明しているか。
- オ. 共同研究等の相手先及びその製品等の宣伝になるような過剰な表現はないか。
- カ. 当該共同研究等を、倫理的・法的に適切に行うことを説明しているか。(特にヒトを対象とする研究や環境に影響を与える可能性のある研究については必ず説

明が必要。)

- キ. 共同研究等を通じて目指す将来ビジョンや期待される社会的・産業的インパクトについて説明しているか。ただし、誇張や過度な期待を持たせる表現を避け、あくまで研究開始時の目的であることが明確になっていること。
- ク. その時点での大学を取り巻く状況等も踏まえて公表のタイミング・時期は適切か。

3. 3. 産官学連携による取組の開始について公表の確認を大学に依頼する際の流れ

本学において共同研究等の開始や、研究に関する協定等の締結等を公表する際の主な流れは、以下のとおりです（下図参照）。

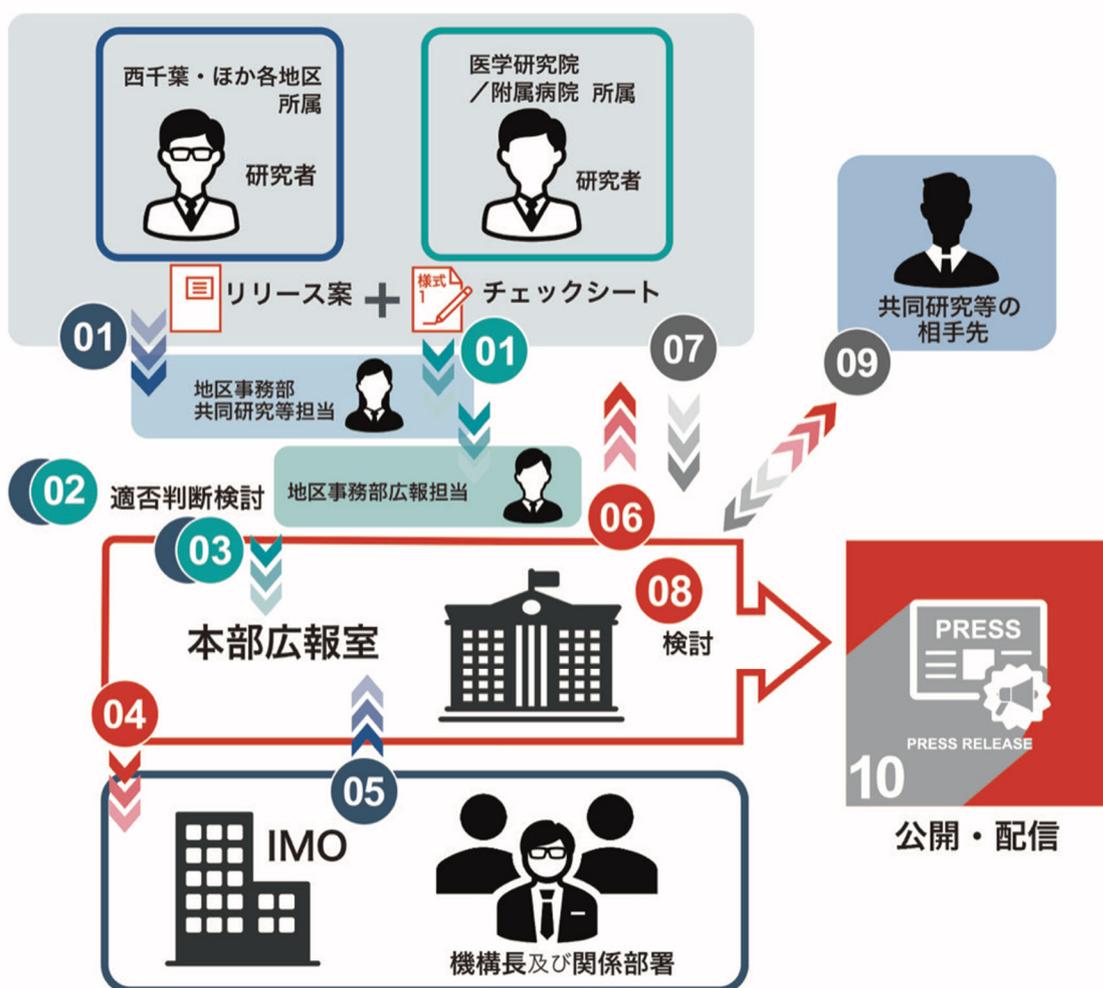
○本部広報室から公表する場合

- ①西千葉地区、ほか各地区（医学研究院及び附属病院を除く）の部局に所属の研究者：リリース案を【別紙様式 1】チェックシートとともに各地区事務部等の共同研究等担当者に送付。
医学研究院及び附属病院所属の研究者：リリース案を【別紙様式 1】チェックシートとともに各地区事務部等の共同研究等担当者に送付し、各地区事務部等の共同研究等担当者から、医学研究院においては玄鼻地区事務部総務課広報担当、附属病院においては病院広報担当（以下あわせて「地区事務部広報担当者」という。）に送付。
- ②部局による適否判断検討（必要に応じて研究者等にさらに確認や情報提出を求める。）。
- ③各地区事務部等の共同研究等担当者及び地区事務部広報担当者（以下本 3. 3. の中において「本件事務担当者」という。）は、適否判断後、本部広報室に必要書類を送付。
- ④本部広報室にて内容・形式・構成等の確認修正作業後、IMOへ必要書類を送付。
- ⑤IMOによる審議（*）後、本部広報室へ修正案等を送付。
※IMOは、この審議過程において、必要な場合は内容に応じて本件事務担当者・本部広報室・IMO研究広報担当者、研究推進部産学連携課、IMO産官学連携推進担当者及びIMO知財・技術移転担当者（必要に応じてIMORリスクマネジメント担当者又は研究適正化・安全推進室を含む。以下併せて「IMO担当者」という。以下同じ。）から、研究者等にさらに確認や情報提出を求める。
- ⑥本部広報室は、IMOの修正案等について、大学全体の広報の観点から確認した後、適宜それを踏まえた判断結果及び修正案等を研究者又は本件事務担当者に送付。
※本部広報室が必要と判断した場合は、研究者、本部広報室、IMO担当者の三者（場合によっては本件事務担当者を入れた四者）で協議を行い、協議した内容などをもとに、本部広報室が責任をもって修正案を作成する。
- ⑦研究者又は本件事務担当者は修正案を確認・再修正後、本部広報室に再修正案送付。以降リリース案確定まで④～⑦を繰り返す。
- ⑧本部広報室が大学全体の広報の観点から適否及びリリース以外の公表手段等を検討。

- ⑨本部広報室が、共同研究等の相手先の広報担当者に名称等の使用・連絡先・公表日などの内容調整。
- ⑩本部広報室にて最終的な可否判断後、リリース公開作業を行う。

(*) IMO等における審議の流れ

- ① IMO担当者において、3. 2. の観点項目を確認するとともに、過去の事例、類似事例、他大学における対応事例、さらに大学をとりまくその時の状況等を踏まえて、適否を判断。
- ②上記①において判断に迷う場合は、IMO機構長まで相談し、適否を判断。
- ③ IMO機構長が判断に迷う場合は、IMO機構長が指名する複数の学内有識者に検討を依頼又はIMO戦略企画本部会議において審議。
- ④学内有識者の意見又は戦略企画本部会議の判断を踏まえて、IMO機構長が判断。



○病院広報室から公表する場合

- ①研究者から病院広報室に相談のうえ、プレスリリースを作成する。
- ②病院広報室から研究者に修正案を戻す。
- ③研究者は修正案を確認・再修正後、病院広報室に戻す。

- ④（共同研究等の場合：病院広報室が共同研究等の相手先の広報担当者との名称等の使用・連絡先・公表日などの内容調整。）
- ⑤（共同研究等の場合：共同研究等の相手先から病院広報室に修正案送付。）
- ⑥病院広報室がHPにおいてリリース公開作業を行う。

4. 産官学連携で生まれた有体物・無体物への千葉大学の名称等の掲載

4. 1. 1. 産官学連携で生まれた有体物・無体物に千葉大学の名称等を掲載する場合の基本的な考え方

「1. はじめに」で述べたとおり、本学は研究成果を社会に還元するための産官学連携を推進しています。産官学連携により生まれた有体物（商品等）について、本学の名称を表示し公表することは、研究成果を通じた社会貢献の実態を周知したり、本学のブランド価値を高めることとなるため、本学にとっても有益です。

一方で、消費者等に誇大又は誤った情報が伝わることにより、本学や本学研究者の社会的信頼が損なわれるおそれがあるため、本学が有する立場や社会的影響を認識し、事実のみを正確に表示することが重要です。

以下の基準・チェックの観点等は、本学の名称等が掲載される方法や場所（具体的には、紙・ウェブ（静止画・動画）・TV・商品包装・商品カタログなど）について個々に場合分けしたのではなく、どのような場合であっても留意すべき基本的な観点です。個々の事案の適否判断の際には、これらの観点に加えて、必要に応じて過去の事例、類似事例、他大学における対応事例等、さらには、「1. はじめに」に列記した関連規定も踏まえて判断することも必要です。

4. 1. 2. 産官学連携で生まれた有体物・無体物に千葉大学の名称等を掲載場合の基準・チェックの観点

【観点A：研究者自身（及び企業等）において確認する点】

原則として以下の全てを満たすことが必要です。

- Aーア. 掲載を希望する企業等が取引停止措置等の対象になっていないこと。
- Aーイ. 共同研究契約等の終了後も関係者間にトラブル等がおきていないこと。
- Aーウ. 企業等との当該成果に係る共同研究契約等の研究契約が締結されていること。
- Aーエ. 企業等との共同研究等の成果であること。
- Aーオ. 技術移転成果の場合、産官学連携活動に関する契約を締結しているものであること。
- Aーカ. 実施された産官学連携活動に関わる事実のみを表現したものであること。
- Aーキ. 当該商品等は、企業の責任において製造、販売、提供されることが明示されており、商品に対して大学が製造物責任等を負わないものであること。
- Aーク. 当該商品等が必要な許認可をうけていること、また法令等に違反するものでないこと。（特に、医薬品／医療機器等や食品は関係法令をよく確認すること。）
- Aーケ. 商品本体や取扱説明書、カタログ等への本学研究者の顔写真、イラストや映像等を掲載していないこと。
- Aーコ. 本学が商品そのものやその効能等にコミットすると誤認される表現はないこと。

【観点B：広報室及びIMOにおいて確認する点】

- Bーア. 本学の貢献が事実に基づく表示になっているか。事実を過大に表現していないか。
- Bーイ. 本学の使命を逸脱した表示になっていないか。
- Bーウ. 大学の実験データ等を引用するなど効能書きに対する大学の直接関与が想起される表現が含まれていないか（商品の効能等に大学がコミットする立場にはないため）。
- Bーエ. 本学での研究活動の成果であり、当該研究成果の科学的根拠が論文等で客観的に確認されているか。
- Bーオ. 知財保護の観点から、非公表・未公表のデータ等を掲載していないか。
- Bーカ. 研究者の氏名等を使用する場合は、技術説明のための引用文献の著者表示や事実表記の目的の範囲内であるか。
- Bーキ. 表示全体の中で、企業名等の表示と比べて、産官学連携表示の大きさや表現が過大となっていないか。
- Bーク. 本学のブランド価値が保護されるか。
- Bーケ. 掲載内容全体が消費者等に誇大又は誤った情報を伝えるおそれがないか。
- Bーコ. 当該表示以外の表示に社会的に不適切な表示がないか。
- Bーサ. 当該表示以外の表示に事実誤認が生じる可能性がないか。

4. 1. 3. 産官学連携で行った効果検証等に千葉大学の名称等を掲載する場合のチェックの観点

- 原則として、上記4. 1. 2. の観点に加えて、検証に関するデータ等を求められた場合に速やかに提示できるか。

4. 1. 4. 産官学連携で行った監修等に千葉大学の名称等を掲載する場合のチェックの観点

- 原則として、上記4. 1. 2. の観点に加えて、監修した範囲が明確に表示されているか。

4. 2. 産官学連携で生まれた有体物・無体物に千葉大学の名称等を掲載する際の表示例

【問題のない表示の例】

- ①「千葉大学と特許共同出願中」等の事実表示。
- ②「千葉大学との共同研究から生まれたもの」等の事実表示。
- ③カタログの技術説明欄に、公表された文献等から大学の実験データ等を引用して表示すること。（引用に当たっては、当該データが得られた実験条件等を正確に記載すること。）

【問題のある表示の例】

- ①「千葉大学の・・・推奨の商品」等、商品を推奨するなど大学の使命を逸脱した表示。
- ②商品本体やカタログの効能書き等に、大学の実験データ等を引用するなど、効能書きに対する大学の直接関与が想起される表現を含めた表示（商品の効能等に大学がコミットする立場にはないため）。
- ③表示全体の中で、企業名等の表示と比べて、産官学連携表示の大きさや表現が過大となっている表示。
- ④「千葉大学との共同開発商品」等、開発にまで踏み込んだ表現の表示（技術開発の大部分について本学がリードした場合においても、「開発」という言葉には、商品の企画から研究、技術開発、製品開発、製造、品質管理、商品化等の全てを含むことが一般的であるため、製造物責任等にまで関わるおそれがあるため）。
- ⑤商品本体や取扱い説明書、カタログ等の表示媒体、産官学連携表示として非公表データ等を掲載すること（非公表の実験データ等の掲載は、表示作成にあたって、本学研究者の直接の関与が想起されることになるため）。
- ⑥技術説明のための引用文献の著者表示以外に、本学研究者の氏名等を記載すること。
- ⑦商品本体や取扱い説明書、カタログ等へ本学研究者又は役職員の顔写真、イラストや映像等を掲載すること（大学との共同研究等や共同出願の表示欄に研究者の写真を掲載することは、必要な表示の限度を超えたものと判断され、本学や本学研究者が特定の商品を推奨しているような誤った印象を消費者に与える可能性があるため）。

4. 3. 名称等が掲載された有体物・無体物について企業が単独でプレスリリース又は広告等を発出する場合のチェックの観点

4. 1. 2. ～4. 1. 4. のチェックの観点に加えて以下の点を確認します。

【企業単独でのプレスリリースの場合】

- ア. リリースのフォーマットに発信者として本学の名称等が入っていないか。
- イ. 企業単独でのプレスリリースにおいて、本学が了承した範囲を超えて本学の名称等を掲載していないか。
- ウ. 企業単独でのプレスリリースにもかかわらず、本学研究者の言葉や大学における研究成果を大学が発信しようとしているような書きぶりで掲載していないか。

【（企業が発出する）広告等の場合】

- ア. 大学における研究成果が企業の具体的な製品やサービスの効果や効能を保証するような書きぶりになっていないか。
- イ. 企業側製品やサービスの紹介部分には、プレスリリースの紙面上でゾーニングして大学における研究成果の事実と記載を分けているか。

※大学の研究成果を記載する部分に科学的な記載（グラフやデータの使用など）を行う場合には、5. 2の論文のプレスリリースを行う際の基準・チェックの観点でも

チェックを行う。

4. 4. 産官学連携表示の掲載又はプレスリリース等の確認を大学に依頼する際の流れ

本学において共同研究等の成果を、製品や広告等に掲載する場合又はプレスリリースを依頼する際の主な流れは、以下のとおりです（下図参照）。

○本部広報室から公表する場合

①西千葉地区、ほか各地区（医学研究院及び附属病院を除く）の部局に所属の研究者：掲載案を【別紙様式2】チェックシートとともに各地区事務部等の共同研究等担当者に送付。

医学研究院及び附属病院所属の研究者：掲載案を【別紙様式2】チェックシートとともに各地区事務部等の共同研究等担当者に送付し、各地区事務部等の共同研究等担当者から地区事務部広報担当者へ送付。

②部局にて適否判断検討（必要に応じて研究者等にさらに確認や情報提出を求める。）。

③地区事務部広報担当者及び各地区事務部等の共同研究等担当者（以下本4. 4. の中において「本件事務担当者」という。）は、適否判断後、本部広報室へ必要書類を送付。

④本部広報室にて内容・形式・構成等の確認修正作業後、IMOへ必要書類を送付。

⑤IMOによる審議（*）後、本部広報室へ修正案等を送付。

※IMOは、この審議過程において、必要な場合は内容に応じて本件事務担当者・本部広報室・IMO担当者から、研究者等にさらに確認や情報提出を求める。

⑥本部広報室は、IMOの修正案等について、大学全体の広報の観点から確認した後、適宜それを踏まえた判断結果及び修正案等を研究者又は本件事務担当者に送付。

※本部広報室が必要と判断した場合は、研究者、本部広報室、IMO担当者の三者（場合によっては本件事務担当者を入れた四者）で協議を行い、協議した内容などをもとに、本部広報室が責任をもって修正案を作成する。

⑦研究者又は本件事務担当者が修正案を確認・再修正後、本部広報室に修正案送付以降、掲載案等の確定まで④～⑦を繰り返す。

⑧本部広報室が大学全体の広報の観点から適否及び掲載又はリリース以外の公表手段等を検討。

⑨本部広報室が、共同研究等の相手先の広報担当者に名称等の使用・連絡先・公表日などの内容調整。

⑩本部広報室にて最終的な可否判断後、リリース公開作業を行う。

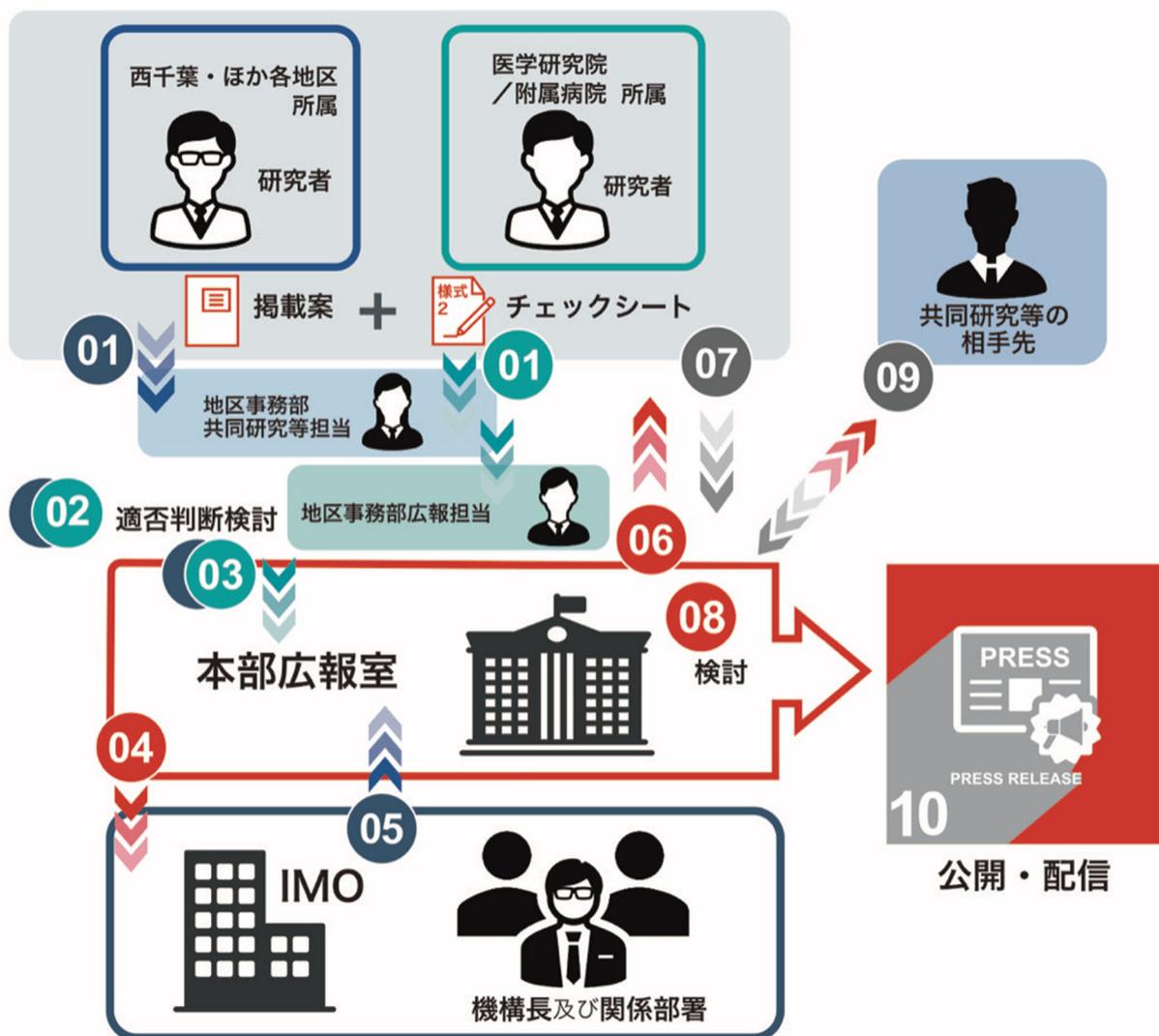
（*）IMO等における審議の流れ

①IMO担当者において、4. 1. 2. ～4. 1. 4. 及び4. 3. の観点項目を確認するとともに、過去の事例、類似事例、他大学における対応事例、さらに大学をとりまくその時の状況等を踏まえて、適否を判断。

②上記①において判断に迷う場合は、IMO機構長まで相談し、適否を判断。

③IMO機構長が判断に迷う場合は、IMO機構長が指名する複数の学内有識者に検討を依頼又はIMO戦略企画本部会議において審議。

④学内有識者の意見又は戦略企画本部会議の判断を踏まえて、IMO機構長が判断。



○病院広報室から公表する場合

- ①研究者から病院広報室に相談のうえ、プレスリリースを作成する。
- ②病院広報室から研究者に修正案を戻す。
- ③研究者は修正案を確認・再修正後、病院広報室に戻す。
- ④（共同研究等の場合：病院広報室が共同研究等の相手先の広報担当者との名称等の使用・連絡先・公表日などの内容調整。）
- ⑤（共同研究等の場合：共同研究等の相手先から病院広報室に修正案送付。）
- ⑥病院広報室がHPにおいてリリース公開作業を行う。

5. 論文のプレスリリース

5. 1. 大学が論文のプレスリリースを行う際の基本的な考え方

研究の多くの部分は、科研費をはじめ国民からの貴重な税金によって支えられています。そのため、得られた研究成果やその意義について国民に向けた積極的な情報発信（科学コミュニケーション）が求められています。研究成果についてのプレスリリースは、科学コミュニケーションの主要な方法の一つです。ジャーナリストの目に留まり、マスメディア・専門誌・ウェブ記事・SNSなどで研究成果を取り上げてもらうことで、以下のような効果が見込めます。

- 年代、性別、職業、研究やその分野への興味などを問わず、一般の方にも研究内容や成果、その意義を広く知ってもらえる。
- 研究の社会的インパクトを示す指標である Altmetric などが増加し、社会的インパクトが高まる。
- 国内外の大学や企業研究者の目に留まった場合は、共同研究や共同開発の機会が高まる。
- 大学や研究者自身の社会的認知度や信頼性が高まることで、さらなる報道の増加や競争的外部資金の獲得、優秀な研究者・学生の獲得などにも繋がる。

一方で、研究成果のステークホルダー（共同研究者や研究費事業者等）間で利害の不一致が生じたりするといったリスクや、その情報発信が思わぬ誤解や、意図的な情報の切り取り、過剰で不適切な拡大解釈など、社会に好ましくない影響を与える可能性があります。そのため、誤解を招く情報発信を可能な限り防止しつつ、正確、明快、客観的な情報を提供することが必要です。

【国内のプレスリリースの目的】

英語の研究論文にアクセスしにくい日本のジャーナリストに対して、これまでにわかっていなかったこと、研究により新たにわかったこと、研究成果にどのような意義があるのかなどについて、広く一般の人たちにとってわかりやすく伝えることにより、研究活動や研究成果への理解を深めてもらうことです。

【国際的なプレスリリースの目的】

海外のジャーナリストに向け、国際的にも意義のある研究成果を簡潔にまとめた要約に加え、研究者の個人的なコメントを入れる。これにより、全世界から配信されるニュースの中で記者の目を引き、論文を参照するよう誘導することです。

5. 2. 大学が論文のプレスリリースを行う際の基準・チェックの観点

研究者が大学側にプレスリリースを依頼する際には、原則として、次の基準をいずれも満たしていることとします。

- ア. 査読があり、Web of Science などの論文データベースに収載されている学術雑誌に掲載予定もしくは掲載後（原則として、日本語によるプレスリリースは10日以内、英語によるプレスリリースは2ヶ月以内）である論文。
- イ. 本学研究者が筆頭著者または責任著者である論文。

- ウ. 研究に関連する法令を遵守している論文。
- エ. いわゆるハゲタカジャーナルに掲載予定でないこともしくは掲載されていない論文。
- オ. プレスリリースにかかる費用を筆頭著者又は責任著者が負担できること（負担の必要がある場合）。

IMOにおけるチェックの観点は以下のとおりです。研究者においても、これらの項目に関して十分注意してください。

- カ. 学術的・社会的に一定のインパクトを与える論文または一般市民・日本国民が広く興味を持つような内容を含む論文か。
- キ. 本学における研究活動の成果によるものか。
- ク. 論文に書かれている内容から逸脱していないか。
- ケ. 共同研究等による成果の場合は、共同研究者の了承が得られているか。
- コ. 産官学連携や知的財産の観点から適切な対応がされているか（例えば、技術の特許出願は既に行われているか）。
- サ. 一般の方にもわかりやすい表現、説明の流れとなっているか。
- シ. 誇大表現などはないか。

5. 3. 論文のプレスリリースを大学に依頼する際の流れ

本学が論文に関するプレスリリース行う際の主な流れは、以下のとおりです（下図参照）。

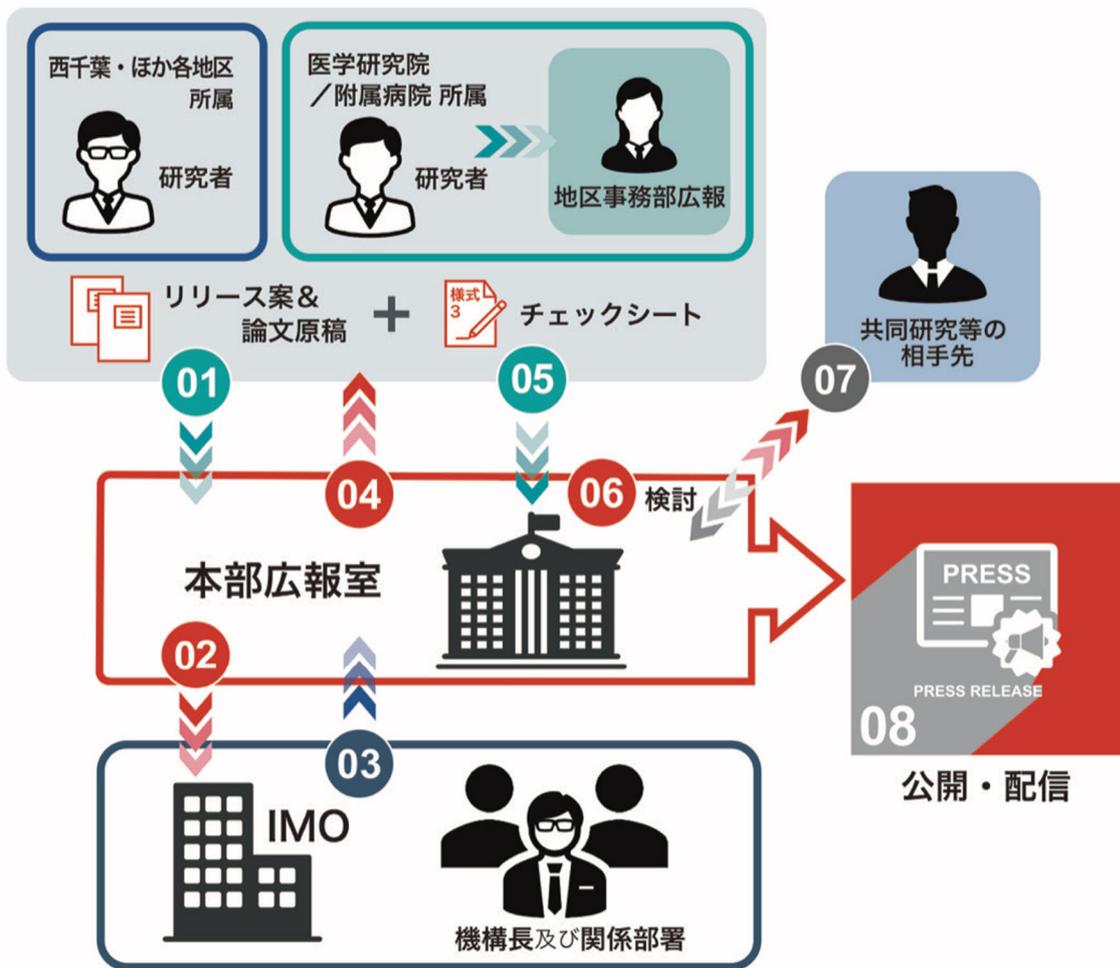
○本部広報室から公表する場合

- ①西千葉地区、ほか各地区（医学研究院及び附属病院を除く）の部局に所属の研究者：リリース案と論文原稿を【別紙様式3】チェックシートとともに本部広報室に送付。
医学研究院及び附属病院所属研究者：リリース案と論文原稿を【別紙様式3】チェックシートとともに地区事務部広報担当者に送付。部局による適否判断検討にてリリース可となった場合、地区事務部広報担当者は、本部広報室に必要書類を送付。
- ②本部広報室にて内容・形式・構成等の確認修正作業後、IMOへ必要書類を送付。
- ③IMOによる審議（*）後、本部広報室へ修正案等を送付。
 ※IMOは、この審議過程において、必要な場合は内容に応じて地区事務部広報担当者・本部広報室・IMO担当者から、研究者等にさらに確認や情報提出を求める。
- ④本部広報室は、IMOの修正案等について、大学全体の広報の観点から確認した後、適宜それを踏まえた判断結果及び修正案等を研究者に送付。
 ※本部広報室が必要と判断した場合は、研究者、本部広報室、IMO担当者の三者（場合によっては地区事務部広報担当者を入れた四者）で協議を行い、協議した内容などをもとに、本部広報室が責任をもって修正案を作成する。
- ⑤研究者は修正案を確認・再修正後、本部広報室に再修正案送付。
 以降リリース案確定まで②～⑤を繰り返す。
- ⑥本部広報室が大学全体の広報の観点から適否及びリリース以外の公表手段等を検討。

- ⑦本部広報室が、共同研究等の相手先の広報担当者に名称等の使用・連絡先・公表日などの内容調整。
- ⑧本部広報室にて最終的な可否判断後、リリース公開作業を行う。

(*) IMO等における審議の流れ

- ① IMO研究広報担当者において、5. 2. の観点項目を確認するとともに、過去の類似事例、他大学における対応事例、さらに大学をとりまくその時の状況等を踏まえて、適否を判断。
- ②上記①において判断に迷う場合は、IMO機構長まで相談し、適否を判断。
- ③ IMO機構長が判断に迷う場合は、IMO機構長が指名する複数の学内有識者に検討を依頼又はIMO戦略企画本部会議において審議。
- ④学内有識者の意見又は戦略企画本部会議の判断を踏まえて、IMO機構長が判断。



○病院広報室から公表する場合

- ①研究者から病院広報室に相談のうえ、プレスリリースを作成する。
- ②病院広報室から研究者に修正案を戻す。
- ③研究者は修正案を確認・再修正後、病院広報室に戻す。

- ④（共同研究等の場合：病院広報室が共同研究等の相手先の広報担当者との名称等の使用・連絡先・公表日などの内容調整）
- ⑤（共同研究等の場合：共同研究等の相手先から病院広報室に修正案）
- ⑥病院広報室がHPにおいてリリース公開作業を行う。

5. 4. 大学が論文のプレスリリースを行った事例

公表したプレスリリースは以下のHPで掲載しています。

- 大学公式HP：
<https://www.chiba-u.jp/news/research-collab/2024/>
- 研究オウンドメディア CHIBADAI NEXT：
<https://www.cn.chiba-u.jp/news/>
- IMO HP：
<https://imo.chiba-u.jp/academic/public/newsrelease/index.html>

この他、大学公式HPでの公表を受け、各部局の判断で部局HP上に公表されることがあります。

※プレスリリース文案の修正事例は個別共有可能です。参考にしたい場合はIMO研究広報担当者にご連絡ください。

5. 5. IMOから研究者（論文著者）にプレスリリースを打診（提案）する場合

研究成果に関する英文プレスリリースを作成する際の具体的な作業の流れは、以下のとおりです。ただし、公表のタイミング、共著者の異動等、上記5. 2. の基準に照らした結果、プレスリリースに至らない場合もあります。

- ① IMOによるリリース選出作業（1-2本/週）
 - 論文データベースであるWeb of Science（WOS）に登録された1週間分の論文リストを作成。
 - 公表時期等の条件に合う論文抽出。
 - 世界的にも反響がありそうな論文抽出。
- ② 西千葉地区、ほか各地区（医学研究院及び附属病院を除く）の部局に所属の研究者：
 - IMO研究広報担当者から研究者に直接リリースを提案・リリース作成のためのアンケートを送付。
 - 医学研究院及び附属病院所属の研究者：IMO研究広報担当者から地区事務部広報担当者に英文リリース作成の適否判断検討を依頼。
 - 地区事務部広報担当者は、適否判断検討の結果をIMO研究広報担当者に連絡。
 - IMO研究広報担当者は、適否判断検討結果が可の場合、研究者にリリース作成のためのアンケートを送付。

- ③研究者はアンケートに記入後、IMO研究広報担当者に返送。
- ④IMO研究広報担当者から、業者（英文リリース文案作成及び配信）にアンケートと論文原稿を送付。
- ⑤業者からIMO研究広報担当者に初稿送付。
- ⑥IMO研究広報担当者は初稿を確認・修正後、研究者に初稿案を送付。
- ⑦研究者は初稿案を確認・修正後、IMO研究広報担当者に送付。
- ⑧（共同研究等の場合：本部広報室が共同研究等の相手先の広報担当者に名称等の使用・連絡先・公表日などの内容調整。）
- ⑨（共同研究等の場合：共同研究等の相手先から本部広報室に修正案送付。）以降、リリース案確定まで⑤～⑨を繰り返す。
- ⑩本部広報室、国際企画課、業者によるリリース公表・配信作業。

6. おわりに

本ガイドラインは、本学及び大学をとりまく状況等の変化に応じて適宜改訂していく予定です。学内外問わずご意見等あれば以下の担当までお寄せください。改訂の際の参考にさせていただきます。

なお、改訂の際には学内に事務連絡等で周知するとともに、最新版は常に本学ウェブサイトに掲載していきます。

【事務等担当】

- 研究推進部産学連携課産学連携係、知的財産係（内線：3048、2918）
- IMO研究広報担当（内線：3022、mail：imo-info@chiba-u.jp）
- 企画部渉外企画課広報室（内線：2232）
- 医学部附属病院総務課広報係（内線：6005）

【ホームページ URL】

- 学内向けホームページ
学内向けホーム > 研究推進部 > 産学連携課 > お知らせ
<https://gakunai.jm.chiba-u.jp/gakujutsu/sangaku/announce.html>
- IMO ホームページ
<https://imo.chiba-u.jp/collaboration/index.html>

改訂記録

• 令和6（2024）年12月26日策定

別紙様式

- 1 【別紙様式1】産官学連携による取組開始の公表に係るチェックシート（3.3.関連）
- 2 【別紙様式2】産官学連携表示の掲載又はプレスリリースに係るチェックシート（4.4.関連）
- 3 【別紙様式3】論文のプレスリリースに係るチェックシート（5.3.関連）

2. リリース案

別添参照

※ 別途添付願います。

※学内提出先

- 地区事務部共同研究等担当者

ケ	商品本体や取扱説明書、カタログ等への本学研究者の顔写真、イラストや映像等を掲載していないこと。
コ	本学が商品そのものやその効能等にコミットすると誤認される表現はないこと。

※ 確認事項を申込者が確認し、記載内容を満たしている場合は、チェック項目に✓を記入願います。

2. 掲載案の添付（別紙）

別添参照

※ 別途添付願います。

（参考）広報室及びIMOにおいて確認する事項

	確認事項
ア	本学の貢献が事実に基づく表示になっているか。事実を過大に表現していないか。
イ	本学の使命を逸脱した表示になっていないか。
ウ	大学の実験データ等を引用するなど効能書きに対する大学の直接関与が想起される表現が含まれていないか（商品の効能等に大学がコミットする立場にはないため）。
エ	本学での研究活動の成果であり、当該研究成果の科学的根拠が論文等で客観的に確認されているか。
オ	知財保護の観点から、非公表・未公表のデータ等を掲載していないか。
カ	研究者の氏名等を使用する場合は、技術説明のための引用文献の著者表示や事実表記の目的の範囲内であるか。
キ	表示全体の中で、企業名等の表示と比べて、産官学連携表示の大きさや表現が過大となっていないか。
ク	本学のブランド価値が保護されるか。
ケ	掲載内容全体が消費者等に誇大又は誤った情報を伝える恐れがないか。
コ	当該表示以外の表示に社会的に不適切な表示がないか。
サ	当該表示以外の表示に事実誤認が生じる可能性がないか。

【追加の観点】

- ①『効果検証等』の場合：上記に加え、検証に関するデータ等を求められた場合に、速やかに提示できるか。
- ②『監修等』の場合：上記（①を除く）に加え、監修した範囲が明確に表示されているか。

※学内提出先

地区事務部共同研究等担当者

論文のプレスリリースに係るチェックシート

申 込 日	年 月 日			
申 込 者	所属： 職名： 氏名：			
論 文 情 報	論文責任著者	所属： 職名： 氏名：		
	論文タイトル			
	d o i			
	雑 誌 名		雑誌のインパクト ファクター (IF)	
	論 文 公 開 (予 定) 日	年 月 日	論 文 解 禁 日 (embargo)	年 月 日 ~ 年 月 日
リリース情報	公開希望日			
	発表形式	単 独	共 同	
	共同発表機関名		担当者名/連絡先	
	共同発表機関名		担当者名/連絡先	
	共同発表機関名		担当者名/連絡先	
特 記 事 項				

1. チェックの観点

A：研究者自身において確認する事項

チェック	確認事項
ア	査読があり、Web of Science などの論文データベースに掲載されている学術雑誌に掲載予定もしくは掲載後（原則として、日本語によるプレスリリースは 10 日以内、英語によるプレスリリースは2ヶ月以内）である論文。
イ	本学研究者が筆頭著者または責任著者である論文。
ウ	研究に関連する法令を遵守している論文。
エ	いわゆるハゲタカジャーナルに掲載予定もしくは掲載されていない論文
オ	プレスリリースにかかる費用を筆頭著者又は責任著者が負担できること（負担の必要がある場合）。

※ 確認事項を申込者が確認し、記載内容を満たしている場合は、チェック項目に✓を記入願います。

2. リリース案・論文原稿

別添参照

※ 別途添付願います。

(参考) IMOにおいて確認する事項

	確認事項
カ	学術的・社会的に一定のインパクトを与える論文または一般市民・日本国民が広く興味を持つような内容を含む論文か。
キ	本学における研究活動の成果によるものか。
ク	論文に書かれている内容から逸脱しているか。
ケ	共同研究等による成果の場合は、共同研究者の了承が得られているか。
コ	産官学連携や知的財産の観点から適切な対応がされているか(例えば、技術の特許出願は既に行われているか)。
サ	一般の方にもわかりやすい表現、説明の流れとなっているか。
シ	誇大表現などはないか。

※学内提出先

- 医学研究院に所属の研究者：亥鼻地区事務部総務課広報担当
- 附属病院に所属の研究者：附属病院広報担当
- 上記以外の部局に所属の研究者：本部広報室

